

千葉県鉄道駅耐震補強事業費補助金交付要綱実施要領

この実施要領は、千葉県鉄道駅耐震補強事業費補助金交付要綱（平成23年8月15日、以下「交付要綱」という。）に定める千葉県鉄道駅耐震補強事業費補助金の交付についての細目を定める。

1 交付申請及び実績報告の添付書類（第6条、第12条関係）

交付申請及び実績報告の際、その他参考となる書類として添付する書類は次のとおりとする。

（1）補助対象者が国へ提出し、受理された書類及び通知された書類

2 補助事業の内容変更等に伴い、市長の承認を要しない軽微な変更（第9条関係）

この交付要綱において、規則第5条第1項第1号中の市長が認める軽微な変更とは、次に掲げるとおりとする。

（1）工事件名ごとの工事費の流用先の工事費の当初計画額の30%以内の増額又は1千万円以内の増額のいずれか低い額

（2）1千万円以下の工事件名の追加

3 取得財産等の処分制限期間について（第17条関係）

市長が定める取得財産等の処分制限期間は、補助事業者等が補助事業者等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限期間（平成22年国土交通省告示第505号）に定める期間とする。

4 書類の提出部数

要綱に定める申請書その他の書類の提出部数は、2部（正本1部、副本1部）とする。

5 帳簿の保存

補助対象者は、補助事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業の完了後5年間保存するものとする。

（附則）

この実施要領は、平成23年8月15日から適用する。